

財団法人麗澤海外開発協会 寄付行為

Reitaku Association for Overseas Development

財団法人麗澤海外開発協会 寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人麗澤海外開発協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県柏市光ヶ丘におく。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。

(目 的)

第4条 この法人は、発展途上国において文化・経済の発展に協力するため、人材の育成と技術指導を行い、もって世界の平和、人類の安心と幸福の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 発展途上国に派遣する技術指導員の養成およびその派遣
2. 発展途上国における産業の開発に協力する
3. 発展途上国に関する調査・研究
4. この法人の目的達成に必要な出版物の刊行
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 財産目録に記載された財産
2. 寄付金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 賛助会費
6. その他の収入

(資産の種別)

第7条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- ② 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. この法人の設立にさいし基本財産とされた財産
2. この法人の設立後に基本財産として、指定して寄付された財産
3. 法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

② 基本財産のうち、現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業の計画および予算)

第11条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(決算)

第12条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後1カ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録および事業報告ならびに財産増減事由書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を受けて主務官庁に報告しなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種 別)

第14条 この法人に、次の役員をおく。

会 長 1名

副 会 長 1名

常務理事 2名以上

理 事 7名以上15名以内（うち会長1名、副会長1名、常務理事2名以内を含む）

監 事 2名以内

(選 任)

第15条 理事および監事は、理事会において選任する。

② 会長、副会長および常務理事は、理事の互選で定める。

(職 務)

第16条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

② 会長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

④ 常務理事は、会長・副会長を補佐し、業務を掌理し、会長・副会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。

⑤ 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第18条 役員は、次の各号の一つに該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為が認められるとき

(役員の報酬)

第19条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- ② 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。
- ③ 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(評議員の委嘱 任期 任務)

第20条 この法人は、評議員10名以上30名以内をおくことができる。

- ② 評議員は、理事会でこれを選出し、会長がこれを委嘱する。ただし、評議員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ③ 評議員は、会長の諮問に応えるほか、この法人の業務について意見をのべることができる。

(顧問)

第21条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

- ② 顧問は、理事の推薦により、理事会の意見を聞いて会長が委嘱する。任期は2年とし、再任されることができる。
- ③ 顧問は、会長の諮問に答えるほか、理事会に出席して意見をのべることができる。ただし、表決に加わることができない。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他この法人の運営に関する重要なことで会長において必要と認められた事項

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

- ② 理事または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、

会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

- ③ 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項および、その内容ならびに、日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した理事が議長となる。

(定定数等)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

- ② 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 理事会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 会議の日時および場所
 2. 理事の現在数
 3. 会議に出席した理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 4. 議決事項
 5. 議事の経過
- ② 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 賛助会員

(賛助会員および賛助費)

第29条 この法人の目的に賛同し、事業に協力するものを賛助会員とする。

② 賛助会員の賛助会費は理事会の議決を経て別に定める。

(加 入)

第30条 賛助会員になろうとするものは、賛助会費を添えて加入申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(刊行図書等の配布)

第31条 賛助会員は、この法人が刊行する研究資料および図書の優先的配布をうけることができる。

(資格の喪失)

第32条 賛助会員は、次の事由によって資格を喪失する。

1. 脱退
2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡、失踪宣言およびこの法人の解散
4. 除名

(脱 退)

第33条 賛助会員で脱退しようとするものは、その理由を付して脱退届を提出しなければならない。

(除 名)

第34条 賛助会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

1. 賛助会費を滞納したとき
2. この法人の賛助会員としての義務に違反したとき
3. この法人の名誉を傷つけ、または法人の目的に反する行動のあったとき

(賛助会費の返還)

第35条 既納の賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 事務局

(事 務 局)

第36条 この法人に事務局をおく。

- ② 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第37条 この寄付行為は、理事会において、理事3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第38条 この法人は、理事会において、理事の3分の2以上の同意を得なければ解散することができない。

- ② 解散後の残余財産は、理事会において、理事の3分の2以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(細 則)

第39条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付 則

1. この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず昭和46年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和46年3月31日に終わるものとする。
3. この寄付行為の変更は、外務大臣の認可のあった昭和61年4月10日から施行する。

麗澤海外開発協会 活動年譜

Reitaku Association for Overseas Development

麗澤海外開発協会 活動年譜

年月日	主 な 事 項
1964年	奥平定世（麗澤大学教授）、ラオス王国のビエンチャン商工会議所会頭カンバイ・ピラパンデ氏から農業開発指導の要請を受ける。
3月	奥平定世、井田孝（麗澤高等学校定時制主事）による現地調査。
6月	廣池千太郎（道徳科学研究所次長・麗澤大学助教授）、奥平定世、長谷虎治（道徳科学研究所評議員・長谷虎紡績株式会社社長）の一行、ラオス農場視察。
11月	池田信輔（廣池学園職員）、杉本滋（廣池学園職員）をラオス王国ビエンチャンのレイタク・カンバイ農場に派遣する。
1968年1月	廣池千英（道徳科学研究所所長・麗澤大学学長）、廣池千太郎、奥平定世等、アジア会館理事長・岩田喜雄氏を訪問。財団設立についての指導を受ける。
4月	平塚益徳（国立教育研究所所長・九州大学名誉教授）、小泉喜平（国立教育研究所アジア地域教育研修室長）両氏、教育事情視察の際にカンバイ農場を訪問。廣池学園理事長・廣池千英、財団設立の意志を発表。道徳科学研究所ならびに廣池学園の各理事会で当財団設立に際して寄付を行うことを議決。
5月	外務省において下田吉人駐ラオス大使と奥平定世が面接。当法人派遣の池田信輔の業績が高く評価され、財団設立の助言を受ける。設立発起人発表（廣池千英、廣池千太郎、十川栄、小山政男、松浦香、杉本清次郎、宗武志、長谷虎治）
8月	財団法人道徳科学研究所所長・学校法人廣池学園理事長の廣池千英逝去。廣池千太郎、新所長ならびに新理事長に就任。
11月	アジア会館理事長・岩田喜雄氏に財団設立の計画を報告。
1969年1月	カンバイ氏・ラケオ氏（ラオス人）を財団設立事業計画等の打ち合わせのため日本に招待。設立財団の名称を「財団法人麗澤海外開発協会」と内定、理事、監事、評議員を内定。
2月	ラオス駐日大使館より夕食会招待を受ける。ビエンチャンにおける桑園造成ならびに技術援助に対して謝意を受ける。

年 月 日	主 な 事 項
4 月	青木丈幸、今井収（海外開発指導要員）を千葉県蚕業試験場主催蚕糸養成講習に派遣。
8 月	淡島成高（海外開発指導要員）をビエンチャンのレイタク・カンバイ農場に派遣。
1970年 2 月	青木丈幸、今井収をビエンチャンのレイタク・カンバイ農場に派遣。
11 月	技術開発室の井田孝がラオスへ出張、現地を視察し打ち合わせを行う。
1971年 3 月	現地責任者の淡島成高が、現地で立案した計画書収支予算書を持って帰国。
3 月16日	外務省より財団法人の認可を受ける。
3 月20日	千葉県庁より財団法人認可の通達を受ける
4 月23日	岐阜県瑞浪市の瑞浪高原ゴルフ場クラブハウスにおいて第1回（財）麗澤海外開発協会理事会を開催。
5 月24日	東京・帝国ホテルにおいて財団法人設立の披露を行う。チャオ・ニット・ノーカム駐日ラオス大使をはじめ、内外多数の来賓が臨席。
7 月14日	群馬県利根郡水上町谷川の廣池学園谷川講堂において第2回（財）麗澤海外開発協会理事会を開催。
8 月22日	淡島成高を現地責任者としてラオスへ再派遣。
9 月26日	千葉県柏市の廣池学園において第3回（財）麗澤海外開発協会理事会を開催。
11 月	淡島成高・青木丈幸・今井収はバンコクにおいて奥平定世常務理事に報告、タイ国コーラートのタイ養蚕センターを見学。
1972年 1 月23日	清水芳洋が千葉県農業機械化研修所、農業試験場で研修。
1 月27日	タイ養蚕センターのプロジェクト・リーダー大村清之助博士、東嘉昭氏が、在ラオス日本大使館の要請によりラオス蚕糸業予備調査のために来園、農場の視察をされる。
2 月26日	レイタク・カンバイ農場で蚕室等の地鎮祭を行う。
3 月 6 日	事業管理室の田島政芳、技術開発室の井田孝がラオスへ出張、関係方面と打ち合わせを行う。
1973年 4 月 1 日	清水芳洋が青年海外協力隊園芸担当派遣員としてラオスへ着任する。

年月日	主な事項
1974年 8月25日	山口明が畜産専門家として現地へ派遣される。
12月27日	淡島成高が帰国。
1975年	ラオスの王制廃止、人民民主共和国が樹立。
4月	農林省養蚕園芸局長宛に海外投資状況調査報告書を提出。
11月	ラオスの製糸に関する覚書を提出。
6月1日	青木丈幸が帰国、千葉県繭検定所や恵南産業株式会社において製糸技術の研修を行う。
7月16日	ラオス養蚕センターへ出向中の養蚕専門家・池田信輔が、休暇のため一時帰国。8月15日、ラオスに帰任。
10月8日	協会職員の松本哲洋が、海外子女教育振興財団よりラオス・ビエンチャン日本人学校の教諭を委嘱され赴任。
1976年 3月1日	協会より日本青年海外協力隊に出向中の清水芳洋が休暇のため一時帰国。31日、ラオスに帰任。
3月18日	奥平定世常務理事がラオス情勢ならびにレイタク・カンバイ農場の運営状況視察のためラオスへ出張。
3月30日	今井収、山口明が奥平常務理事とともに帰国。
5月17日	千葉県柏市の廣池学園において(財)麗澤海外開発協会理事会を開催。
7月5日	千葉県柏市の廣池学園において(財)麗澤海外開発協会理事会・評議員会を開催。ラオス養蚕開発事業完全撤収の具体的業務の推進について協議し、事業撤収を決定。
1977年 1月27日	青木丈幸が帰国。
3月31日	日本青年海外協力隊員としてラオスに出向中の清水芳洋が帰国。
10月	アメリカ・サリナスにおけるモラロジー開発活動を促進するという関連から、コスタリカ花卉栽培事業が提案される。
1978年 1月	コスタリカ農業基礎資料収集を目的として調査団を組む(アメリカにおいて藤村義朗理事、内田善一郎氏ほか3名)。
3月	日本より調査団(長谷虎治副会長、藤村義朗理事、岩坂喜一理事)を組み、コスタリカを訪問、コスタリカ花卉栽培事業の有望性を確認。
7月	国際協力事業団より、コスタリカ花卉栽培事業として融資が受けられることを確認する。
9月	レイタク・コスタリカ株式会社(現地法人)設立。

年月日	主な事項
12月21日	奈良賀男駐コスタリカ大使が廣池学園来園。
1979年 2月	レイタク・コスタリカ株式会社役員決定。
3月	国際協力事業団から融資検討のための現地調査団を派遣。
	麗澤海外開発協会から井田孝、山中正義の2名もこの調査団の一員として加わる。花卉栽培に適しているという判断が下る。
6月	コスタリカ・サンホセ州サンタアナ市コンセプションの土地を購入。
8月	山中正義、現地法人副支配人としてコスタリカへ渡航。
9月	国際協力事業団より1年目の融資を受ける。引き続き第1農場の造成工事が開始される。
1980年 1月	鷺津邦男、レイタク・コスタリカ株式会社専務として出向。
2月	国際協力事業団から調査団派遣。
3月	建設契約を現地建設会社エディフィカトリア(株)と結ぶ。
3月	コスタリカ人ロベルト氏を研修生とし、日本において研修(3月～8月、於：赤塚植物園)。
4月	高畑太一理事、レイタク・コスタリカ(株)を視察。
6月	国際協力事業団派遣実習生・酒井一範氏をレイタク・コスタリカ(株)に派遣(実習を終え、会社員として残る)。
6月	赤塚副社長、内田専務、レイタク・コスタリカ(株)を視察。
10月	職員・名輪辰一郎、研修職員・浜田和雅を海外研修生としてコスタリカへ派遣(1983年1月帰国)。
11月	赤塚副社長、レイタク・コスタリカ(株)を視察。
1981年 1月	京都大学・河瀬晃四郎助教授、国際協力事業団から開発協力専門家として1年間レイタク・コスタリカ(株)に派遣される。
3月	宮嶋芳平理事、レイタク・コスタリカ(株)を視察。
3月	事業計画・収支予算案立案、理事会を開催。
6月	赤塚副社長、内田専務がレイタク・コスタリカ(株)を視察。
7月	(株)アミスター・ジャパン社員の木原武義、二神均の両氏をレイタク・コスタリカ(株)に派遣。
7月25日	レイタク・コスタリカ(株)第1農場においてレイタク・ガーデンの開園式が行われる。
8月	山中副支配人、報告と打ち合わせのため帰国。

年月日	主な事項
9月	長谷川浩二理事、ブラジル出張の帰途、レイタク・コストリカ(株)を視察。
9月2日	レイタク・コストリカ(株)役員会開催。山中正義氏を現地総責任者である支配人に任命する。
10月	コストリカ共和国のフォンセカ農牧大臣夫妻が廣池学園来園。
11月	長谷虎治副会長、レイタク・コストリカ(株)を視察。
	赤塚副社長、レイタク・コストリカ(株)を視察し、山中支配人の現地法人代表権委任について登記する。 国際協力事業団派遣の実習生から社員となった酒井一範が退社。
12月	関哲夫をレイタク・コストリカ(株)へ出向。 石元喬、海外研修生としてコストリカへ派遣。
1982年1月	レイタク・コストリカ(株)第3農場用地購入。 第3農場建設に着手する。
	石川県立農業短期大学・土屋照二助教授、国際協力事業団から開発協力専門家としてレイタク・コストリカ(株)へ技術指導のため着任。
	京都大学農学部・河瀬晃四郎助教授はレイタク・コストリカ(株)における1年間の技術指導を終えて帰国。
	鷺津邦男、レイタク・コストリカ(株)への出向を終えて帰国。
2月	国際協力事業団において河瀬晃四郎助教授の報告会を開催する。
5月	レイタク・コストリカ(株)が申請中の輸出免税許可が認可される。併せて15%の輸出奨励金がコストリカ共和国より出ることとなる。
	事業の一部変更を国際協力事業団へ申請する。
	技術者としてヘラルド・ビンスが入社。二神均とともに生産技術管理を担当する。
11月	廣池英行をレイタク・コストリカ(株)へ出向。
	村上明民、遠藤勝徳を海外研修生としてコストリカへ派遣する。 サラピキ第2農場を売却する。

年 月 日	主 な 事 項
1983年 12月	吉岡俊裕、松尾慶太を海外研修生としてコスタリカへ派遣（両名は1984年9月に研修を終了して帰国）。 アメリカへの葉物輸出事業を開始する。
2月	観葉植物の日本へのコンテナ輸出を開始する。 石川県立農業短期大学・土屋照二助教授は1年間の技術指導を終えて帰国。
1984年1月 3月	大阪府立大学理学部・立花吉茂教授、国際協力事業団から開発協力専門家としてレイタク・コスタリカ(株)へ技術指導のため着任。
1984年1月 5月	大阪府立大学理学部・立花吉茂教授は約1年間の技術指導を終えて帰国。 国際協力事業団による花卉栽培試験事業に対する最終調査が行われる。
1985年3月 10月15日	コスタリカ共和国の前大統領ロドリゴ・カラソ氏が廣池学園来園。 ヘラルド・ビンスが退社。
1985年3月 12月	関哲夫経理担当が任期満了で帰国。 山中支配人が退社。廣池英行が現地法人代表権の登記を行い、現地代表・支配人として就任。 村上明民と石元喬がレイタク・コスタリカ(株)に入社。
1986年	アメリカ、日本への輸出が順調に進み、創立以来初の黒字決算を出す。 ヨーロッパへの葉物輸出事業を開始する。 技術者の二神均が退社。 年間輸出高が100万ドルを突破。 村上明民が輸出責任者、石元喬が生産責任者となる。
1987年	若林浩司と奥村修を研修生としてコスタリカへ派遣する。 パナマ・オペレーションを開始し、返済原資の海外蓄積を行う。 若林浩司と奥村修が帰国。
1988年	パナマ動乱。パナマの銀行口座をニューヨークへ移管して返済原資蓄積オペレーションを継続する。 廣池英行が代表取締役副社長に就任する。 野中均をレイタク・コスタリカ(株)へ出向。

年月日	主 な 事 項
1989年 6月	<p>野中均が現地支配人に就任する。</p> <p>山本善三理事、鷺津邦男事務長がレイタク・コスタリカ(株)へ出張し現地を視察。</p> <p>石元喬が契約満了で退社し帰国。</p> <p>井村隆伸が技術担当者として入社。</p> <p>廣池英行、野中均が帰国。</p>
1990年	<p>村上明民が代表権の登記を完了し現地支配人として就任。</p> <p>日本への輸出コンテナ台数が減少。</p>
1991年 6月	<p>宮嶋邦彦常務理事、赤塚充良理事、大野裕朗理事、谷川誠士理事、鷺津邦男事務長がコスタリカに出張してレイタク・コスタリカ(株)の経営状況を調査し、コスタリカにおける事業の撤退について協議する。</p> <p>理事会においてコスタリカでの事業の閉鎖を決定。</p>
11月	<p>サンタアナ第1農場をコスタリカ大学へ寄贈。アラフェラ第3農場をコスタリカ政府へ寄贈。</p> <p>長谷虎治社長夫妻、廣池英行副社長夫妻、鷺津邦男専務がコスタリカに出張し、農場の贈呈式を行い、日本大使館、日本人会等へのお礼の会を開催。</p>
1992年10月	<p>事業計画検討委員会を設置。今後の事業内容を再検討する。</p> <p>ネパール東洋医学専門学校(OTTC)を視察。支援活動内容を検討。</p> <p>タイ・メーコックファーム視察。支援活動内容を検討。</p>
1993年	<p>ネパールヘティテパティよもぎの会の畑美奈栄氏を専門家として派遣する。</p> <p>ティテパティよもぎの会現地スタッフ、ラムマニ・カティワダ氏を滋賀県のもぐさメーカー(株)山正への第1期研修生として日本へ招聘する。</p>
1994年	<p>ティテパティよもぎの会現地スタッフ、イスワル・ラズ・バラミ氏を第2期研修生として(株)山正に招聘する。</p>
1995年	<p>ネパール東洋医学専門学校の校舎増設を支援。4階建校舎が完成する。</p>
1996年	<p>ネパール東洋医学専門学校の第1回卒業式が行われる。廣池幹堂会長の代理として、木下廣太郎氏が出席。卒業生に「モラロジー賞」を授与する。</p>

年 月 日	主 な 事 項
1997年	<p>木下廣太郎がティテパティよもぎの会日本事務局長に就任する。</p> <p>ティテパティよもぎの会現地スタッフ、イスワル・ラズ・バラミ氏を国内鍼灸院の研修生として日本に招聘する。</p> <p>ティテパティよもぎの会第1期プロジェクトを終了する。</p> <p>東洋医学専門学校をネパール赤十字へ寄贈。</p> <p>ティテパティよもぎの会がネパール社会福祉省から国際ボランティア（INGO）として認可される。</p>
1998年	<p>ティテパティよもぎの会第2期プロジェクトとしてヘルスキャンプを開始。</p> <p>麗澤大学外国語学部日本語学科卒業生・田中靖子を現地事務局スタッフとしてネパールへ派遣する。</p> <p>よもぎの会現地スタッフ、サヌ・ナニ・バラミ氏を国内鍼灸院への研修生として日本に招聘する。</p>
1999年 7月	<p>国際協力事業団からの融資を完済する。</p>
2000年	<p>ティテパティよもぎの会代表畑美奈栄氏が第28回「医療功労賞海外部門・厚生大臣賞」を受賞する。廣池学園れいたくキャンパスプラザで受賞祝賀会を開催する。</p> <p>ティテパティよもぎの会現地スタッフ、カジェンドラ・ビクラム・スヌワル氏を日本に招聘。手技療法治療院で研修を受ける。</p>
2001年	<p>ビシャル・シュレスタ氏を日本へ招聘。手技療法治療院で研修を受ける。</p> <p>イスワル・バラミ氏およびデネッシュマン・ラケ氏を日本に招聘。もぐさ製造に関する技術研修を受ける。</p> <p>3月16日、設立30周年を迎える。</p>

財団法人 麗澤海外開発協会 歴代役員一覧

役職 氏名 就任期間

会 長 廣池千太郎 1971～1988
廣池 幹堂 1989～

副 会 長 長谷 虎治 1971～1991
田島 政芳 1992～1995
岩田 啓成 1996～

常務理事 小山 政男 1971～1979
奥平 定世 1971～1979
藤村 義朗 1980～1983

常務理事 岩坂 喜一 1980～1989
宮嶋 邦彦 1990～1999
鷺津 邦男 2000～

理 事 伊藤 忠也 1971～1975
岩坂 国夫 1971～1975
大磯 隆吉 1971～1979
杉本清次郎 1971～1983
宗 武志 1971～1983
十川 栄 1971～1979
西村 増蔵 1971～1973
松浦 香 1971～1975
三輪 勝雄 1971～1975
御法川 博 1971～1975
宮嶋 芳平 1971～1985
岩坂 喜一 1976～1979
高畑 太一 1976～1985
田島 政芳 1976～1979
林 義人 1976～1983
藤村 義朗 1976～1979
赤塚 充良 1980～2001
香西 利信 1980～1983
長谷川浩二 1980～1983／1986～1989

理 事 廣池英二郎 1980～1995
樋口 幸夫 1980～1987
村岡 有尚 1980～1983／1990～1994
内田善一郎 1984～1991
小泉 喜平 1984～1989
宮嶋 邦彦 1986～1989
山本 善三 1986～1989
大野 裕朗 1988～1997
石田 隆一 1990～1997
高倉 護 1990～1999
谷川 誠士 1990～1995
坂田 真吉 1992～1995
谷口 茂 1992～
鷺津 邦男 1992～1999
三井 実 1996～
竹原 茂 1998～
柴田 英輔 2000～
木下廣太郎 2002～

監 事 内田 武男 1971～1979
笥 五一 1971～1975
鈴木 愛吉 1980～1989
田島 政芳 1980～1991

監 事 山本 善三 1990～1995
永治 千冬 1992～1999
石丸 潤一 1996～2001
甲良 昭彦 2002～